

## 2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2018年 4月2日	在韓被爆者支援事業業務委託	47,364,007	大韓民国ソウル特別市中区小波路145 大韓赤十字社 事務総長 尹 喜洙	大韓赤十字社は、韓国国内で韓国政府から委託を受け、在韓被爆者への支援事業を実施している唯一の機関であり、当機関以外にはこの業務を実施できる機関がないため。	第167条の2第1項 第2号
2	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2018年 4月2日	在韓被爆者の保健医療の支援に係る業務委託	単価契約 別紙のとおり	大韓民国ソウル特別市中区小波路145 大韓赤十字社 事務総長 尹 喜洙	大韓赤十字社は、韓国国内で韓国政府から委託を受け、在韓被爆者への支援事業を実施している唯一の機関であり、当機関以外にはこの業務を実施できる機関がないため。	第167条の2第1項 第2号
3	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2018年 4月2日	平成30年度在韓被爆者の医療費等支給算定等業務委託	87,418,592	東京都新宿区新宿1-29-8 一般財団法人 日本公衆衛生協会 理事長 篠崎 英夫	韓国在住の被爆者に対する保健医療費の助成事業は、国からの委託事業により長崎県が実施しているが、加えて、H28.1.1より大韓民国に居住地を有する被爆者の、法に基づく医療費等についても本県が担うこととなった。 法に基づく医療費等は、申請された医療内容を日本の診療報酬で算定して支給するため、契約相手には、日本国内の診療報酬算定の考え方を理解し算定能力を有するとともに、韓国の医療制度についての理解も求められる。 一般財団法人日本公衆衛生協会は、在外被爆者保健医療助成事業が開始されてからこれまでの12年間、広島県、広島市、長崎市と当該事業の業務委託契約を締結している実績があり、さらに、H26年度から実施された、日本国内の診療報酬算定の考え方を適用した保健医療助成費の上限額を超えた医療費支給についても、本県を含めた4県市すべてが同協会と業務委託契約を締結し、在韓被爆者の医療費算定の業務も行っている。 これまでの実績から、業務の特殊性等を十分理解しており、日本での診療報酬算定を行う能力を有し、業務遂行に対する信頼性が高く、同協会以外にこの事業を適切に実施できる者がいないため。	第167条の2第1項 第2号
4	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2018年 4月2日	戦傷病者戦没者遺族等援護事業業務委託金	1,098,000	長崎市元船町17番1号 長崎県傷痍軍人会 会長 中里 益太郎	当該団体は戦傷病者に対する恩給等の相談に関する業務を実施している唯一の団体である。当該団体以外には、この事業を実施できる機関がないため。	第167条の2第1項 第2号
5	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2018年 4月2日	援護システム運用支援サービス業務委託	1,109,376	東京都千代田区丸の内2-7-3 三菱電機株式会社 官公システム部長 大日方 潤	援護システムは、厚生労働省、各都道府県、データセンター、サポートセンターをオンラインで結び相互にデータのやり取りを行う仕組みとなっており、データの修正や改修などを効率的に行うため、厚生労働省が契約した相手方を選定するよう明示しているため。	第167条の2第1項 第2号
6	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2018年 4月2日	長崎県介護保険等利用被爆者援護事業事務処理要領第2章3に基づく助成金審査支払い業務の委託	単価契約 @ 73.44	長崎市今博多町8番地2 長崎県国民健康保険団体連合会 理事長 宮本明雄	厚生労働省健康局総務課長通知により、助成金の審査及び支払に関する事務は、国民健康保険団体連合会に委託することと明記されているため。	第167条の2第1項 第2号
7	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2018年 4月2日	在韓受給権者に対する原爆諸手当支給業務委託	単価契約 @ 1,090.00	大韓民国 ソウル特別市中区小波路145 大韓赤十字社 事務総長 尹 喜洙	大韓赤十字社は、韓国国内で、韓国政府から委託を受け在韓被爆者への支援事業を実施している唯一の団体であり、当該団体以外にはこの業務を実施できる機関がないため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2018年 4月2日	被爆者定期健康診断実施等通知事務委託	4,226,087	諫早市多良見町化屋986-3 公益財団法人長崎県健康事業団 理事長 蔭本 恭	委託先は、例年県所管被爆者の8割を超える健康診断の実績があり、委託先で受診した被爆者の受診状況及び未受診者の把握を容易に行えることに加え、他の医療機関に対して未受診者の確認を行わなければならないのは2割未満となることから受診勧奨はがきの作成業務を最も効率的に行うことができる。 また、例年多くの市町と特定健診業務委託契約の締結実績があり、各市町が行う特定健診と被爆者健診の同時実施などの工夫により、会場確保や市町との実施日程の調整を含む最も効率的な被爆者健診実施計画を立案することができる唯一の団体である。	第167条の2第1項 第2号
9	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2018年 4月2日	原爆医療費支給申請書審査事務契約	単価契約 別紙のとおり	長崎市今博多町8-2 長崎県国民健康保険団体連合会 理事長 宮本 明雄	厚生労働省健康局総務課長通知により、原爆医療費については、長崎県国民健康保険診療報酬審査委員会の意見を聞くこととなっており、同委員会が、国民健康保険団体連合会に設置されているため。	第167条の2第1項 第2号
10	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2018年 4月2日	被爆体験者精神影響等調査研究事業に係る医療費の支給に関する審査及び支払事務契約	単価契約 別紙のとおり	長崎市今博多町8-2 長崎県国民健康保険団体連合会 理事長 宮本 明雄	長崎県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第83条に基づいて設立された公益法人であり、国民健康保険の医療費についての診療報酬明細書を取り扱い、審査・支払い事務を行うことができる県内唯一の機関であるため。	第167条の2第1項 第2号
11	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2018年 8月23日	医師等派遣事業及び受入医師研修事業業務委託	2,450,000	長崎市尾上町3番1号 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会 会長 森崎 正幸	受託団体は、平成4年に被爆者医療における国際貢献を目的として、被爆者医療の専門病院、大学、研究機関、医師会等で組織され、海外医師の研修受入及び海外への医師派遣等について、事務局を中心に各構成機関の連携がなされており、業務を円滑に推進できる県内唯一の団体であるため。	第167条の2第1項 第2号
12	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 3月27日	長崎県原子爆弾被爆者養護ホーム入所措置事業委託契約	単価契約 別紙のとおり	長崎市三ツ山町139-2 社会福祉法人 純心聖母会 理事長 松崎ヒロ子	当該事業については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第39条及び昭和63年12月13日健医発第1414号「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」に基づき行うものであるが、県内では当該事業に該当する施設が特定されているため。	第167条の2第1項 第2号
13	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 3月27日	長崎県原子爆弾被爆者養護ホーム入所措置事業委託契約	単価契約 別紙のとおり	西海市西彼町上岳郷1663-1 公益財団法人 被爆者福祉会 理事長 深堀 龍三	当該事業については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第39条及び昭和63年12月13日健医発第1414号「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」に基づき行うものであるが、県内では当該事業に該当する施設が特定されているため。	第167条の2第1項 第2号
14	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 3月27日	長崎県原子爆弾被爆者養護ホームショートステイ事業委託契約	単価契約 別紙のとおり	西海市西彼町上岳郷1663-1 公益財団法人 被爆者福祉会 理事長 深堀 龍三	当該事業については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第38条及び平成5年7月15日健医発第766号「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」に基づき行うものであるが、県内では当該事業に該当する施設が特定されているため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	福祉保健部	医療人材対策室	2018年 4月2日	長崎県ナースセンター事業	15,972,000	諫早市永昌町23番6号 公益社団法人長崎県看護協会 会長 副島 都志子	長崎県看護協会は、平成4年12月17日、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第14条第1項による「長崎県ナースセンター」(都道府県に1カ所の指定)として指定を受けており、県内看護職員の実態把握と看護について情報を提供できる唯一の団体であるため。	第167条の2第1項 第2号
16	福祉保健部	医療人材対策室	2018年 10月1日	プラチナナース活躍推進事業委託	3,380,000	諫早市永昌町23番6号 公益社団法人長崎県看護協会 会長 西村 伊知恵	本事業の実施には、看護業務や医療機関等の情報に精通している必要があり、ながさき看護キャリア支援センターや長崎県ナースセンターとの連携も必要ことから、契約の相手方は長崎県看護協会に特定されるため。	第167条の2第1項 第2号
17	福祉保健部	医療政策課	2018年 4月2日	平成30年度肝疾患診療地域連携体制強化事業	13,744,000	大村市久原2丁目1001-1 独立行政法人 国立病院機構 長崎医療センター 院長 江崎宏典	肝疾患診療連携拠点病院は、地域の医療機関における肝炎を中心とする肝疾患診療の向上及び均てん化を図るため、都道府県において原則1ヶ所選定することになっている。また、患者及び家族に対する相談支援、医療従事者や地域住民を対象とする研修会の開催、肝疾患診療に係る医療情報の提供等の役割を担っている。 本県は、平成19年に長崎医療センターを肝疾患診療連携拠点病院に指定し、肝疾患診療連携拠点病院を中心に肝疾患専門医療機関とかかりつけ医との連携体制を構築している。 肝疾患診療地域連携体制強化事業は、肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センターに肝疾患相談センターを設置し、患者や家族等からの病気及び治療等の相談に対し情報提供や生活指導等を行う相談支援業務及び長崎医療センターが肝炎ウイルス検査等の肝炎対策事業を実施している保健所や市町へ技術支援を行う業務である。 国の要綱において、肝疾患診療連携拠点病院で実施する事業となっているため、本県唯一の肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センター以外にはない。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	福祉保健部	医療政策課	2018年 4月2日	平成30年度感染症発生動向調査事業に係る委託 契約	3,069,280	長崎市茂里町3-27 一般社団法人 長崎県医師会  会長 蒔本 恭	本事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、法という）に規定される五類感染症（定点把握対象）の県内における発生状況及び原因病原体を調査するものである。調査先となる県内の医療機関については、国が定める選定基準に基づいて選定している。本事業の調査結果を県民や医療従事者等に広く提供することで、感染症の予防やまん延防止を図るものである。 本調査の実施にあたっては、選定された医療機関の全面的な協力を得ることはもとより、各地域の医師会や保健所との密接な連携体制を整えることが重要となる。このような状況下で本事業を的確に実施できるのは、一般社団法人長崎県医師会をおいてほかにない。その理由は、当該医師会が感染症対策に積極的に取り組んでおり、県下全域の医療機関情報を十分に熟知し、医療機関の適切な選定や調整ができる唯一の委託先であると判断したことである。	第167条の2第1項 第2号
19	福祉保健部	医療政策課	2018年 4月2日	長崎県がん登録・評価事業	8,528,000	長崎市中川1丁目8番6号 公益財団法人 放射線影響研究所 理事長 丹羽 太貴	放射線影響研究所は、被爆者の調査を長年継続して実施している。本県のがん登録についても、事業開始以来実施しており大量の個人データを厳重に保管し、情報収集・分析について高い能力を有している。長崎県のがん登録データは、国際がん統計データとしても使用されるほど高い精度を維持しているが、そのためには放射線影響研究所の保管する個人データが不可欠であり、また平成28年1月より開始された全国がん登録制度へ長崎県の地域がん登録を円滑に移行させる必要があるため。	第167条の2第1項 第2号
20	福祉保健部	医療政策課	2018年 6月12日	平成30年度質の高い看護職員育成支援事業（糖尿病看護）の実務研修	1,444,000	長崎市茂里町3番15号 日本赤十字社 長崎原爆病院 院長 平野 明喜	本県には、糖尿病専門医及び糖尿病認定看護師を有し、糖尿病外来、糖尿病教室を定期的に開催し他職種間のカンファレンス行い、入院及び外来患者の治療、ケアを行っている医療機関は長崎大学病院、長崎原爆病院、長崎みなとメディカルセンターの3機関。長崎大学病院及長崎みなとメディカルセンターは業務の都合上、研修の受入は困難との意向あり。 糖尿病専門医、糖尿病認定看護師が2名配置され人材的な確保ができており、研修体制が整っている医療機関は日赤長崎原爆病院以外にはないことから、1者随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	福祉保健部	薬務行政室	2018年 7月23日	平成30年度患者のための薬局ビジョン推進事業業務委託契約	4,901,000	長崎市茂里町3番18号 一般社団法人 長崎県薬剤師会 会長 田代 浩幸	地域包括ケアシステムの中で「かかりつけ薬剤師・薬局」が地域包括ケアシステムを担う一員として、服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導等の機能を果たすことを目的としたものであり、医師会や行政との連携、薬局や薬剤師との十分な意思疎通、連絡調整を必要とする。上述を満たす相手方は、県内では、一般社団法人長崎県薬剤師会の一者に特定されるため。	第167条の2第1項 第2号
22	福祉保健部	福祉保健課	2018年 4月1日	生活保護等版レセプト管理クラウドサービス利用契約	1,425,600	福岡県福岡市博多区博多駅南 2-1-9 富士通エフ・アイ・ビー株式 会社九州支社 代表取締役 林 英雄	当サービスは、富士通エフ・アイ・ビー株式会社が全国で唯一提供しているサービスであり、同様のサービスは他に存在しないため同社と随意契約をするものである。	第167条の2第1項 第2号
23	福祉保健部	福祉保健課	2018年 4月2日	平成30年度長崎県地域生活定着支援センター運営事業委託	26,000,000	雲仙市瑞穂町古部甲1572 社会福祉法人 南高愛隣会 理事長 田島 光浩	本事業は、国の指導により、余剰金が発生した場合は返還させる旨を契約書に記載することになっているため、委任契約とすべきものである。入札を実施した場合、請負契約となり、余剰金という概念自体がないことから、本事業の受託者決定の手続きとしては不適切であり、随意契約とせざるを得ない。 南高愛隣会は、更生保護施設や障害福祉サービス事業等を運営する中で、罪に問われた障害者等への支援を積極的に掲げて、多数のそれら対象者への支援で実績を上げている県内唯一の団体であり、当該業務を最も適切に実施できるため。	第167条の2第1項 第2号
24	福祉保健部	福祉保健課	2018年 4月5日	生活保護電算システム業務支援委託(ソフトウェア)	2,187,000	秋田県秋田市南通築地15番 32号 北日本コンピューターサービ ス株式会社 代表取締役 江畑 佳明	システムのプログラムは同社が著作権を有しているため、改修作業は同社に限定されるため。また、委託保護費支出事務の遅延は許されず、適正かつ迅速な対応をとることができるのはシステムを熟知した同社に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
25	福祉保健部	福祉保健課	2018年 9月3日	生活保護電算システム改修業務委託(基準額等の見直しに伴う対応・ソフトウェア)	3,434,400	秋田県秋田市南通築地15番 32号 北日本コンピューターサービ ス株式会社 代表取締役 江畑 佳明	システムのプログラムは同社が著作権を有しているため、改修作業は同社に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
26	福祉保健部	福祉保健課	2018年 10月15日	地域再犯防止推進事業業務委託	6,600,008	諫早市福田町357-15 社会福祉法人 南高愛隣会 理事長 田島 光浩	南高愛隣会は、更生保護施設や障害福祉サービス事業所等を運営する中で、罪に問われた障害者等への支援を積極的に掲げて、多数の対象者への支援で実績を上げている県内唯一の団体であり、当該業務を最も適切に実施できるため。また、地域生活定着支援センターを受託しており、そのノウハウの活用を含めさらに効果的な運営が可能となるため。	第167条の2第1項 第2号
27	福祉保健部	福祉保健課	2019年 3月29日	生活保護電算システム業務支援委託(ソフトウェア)	2,187,000	秋田県秋田市南通築地15番 32号 北日本コンピューターサービ ス株式会社 代表取締役 江畑 佳明	システムのプログラムは同社が著作権を有しているため、改修作業は同社に限定されるため。また、委託保護費支出事務の遅延は許されず、適正かつ迅速な対応をとることができるのはシステムを熟知した同社に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	福祉保健部	障害福祉課	2018年 4月2日	知的障害者スポーツ大会開催事業委託契約	2,057,143	長崎市茂里町3番24号 一般社団法人 長崎県手をつなぐ育成会 会長 竹内 隆伯	当該業務は、知的障害者スポーツ大会を開催する業務であり、長崎県手をつなぐ育成会は、県内全域の知的障害者の家族で組織された唯一の団体であり、障害特性に精通しており、適正かつ迅速な事務ができるため、契約の相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
29	福祉保健部	障害福祉課	2018年 4月2日	長崎県障害者スポーツ大会開催事業委託契約	6,666,500	長崎市茂里町3番24号 一般社団法人 長崎県障害者スポーツ協会 会長 土岐 達志	当該業務は、長崎県障害者スポーツ大会を開催する業務であり、長崎県障害者スポーツ協会は、県内全域の障害者スポーツを所管する唯一の団体であり、障害者スポーツ施策に精通し、適正かつ迅速な事務ができるため、契約の相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
30	福祉保健部	障害福祉課	2018年 4月2日	全国障害者スポーツ大会選手団強化練習及び派遣事業委託契約	15,917,858	長崎市茂里町3番24号 一般社団法人 長崎県障害者スポーツ協会 会長 土岐 達志	当該業務は、第18回全国障害者スポーツ大会の選手団強化練習及び派遣事業を行うものであり、委託先である長崎県障害者スポーツ協会は、県内全域の障害者スポーツを所管する唯一の団体であり、障害者スポーツ施策に精通し、適正かつ迅速な事務ができるため、契約の相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
31	福祉保健部	障害福祉課	2018年 4月2日	東京パラリンピックアスリート等特別強化事業委託契約	4,700,000	長崎市茂里町3番24号 一般社団法人 長崎県障害者スポーツ協会 会長 土岐 達志	当該業務は、本県在住の東京パラリンピック等に向けて出場が期待される選手が、国内外の各種大会に出場するために必要な遠征費等に対して支援を行うものであり、県障害者スポーツ協会は、県内全域の障害者スポーツを所管する唯一の団体であり、障害者スポーツ施策に精通し、適正かつ迅速な事務ができるため、契約の相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
32	福祉保健部	障害福祉課	2018年 4月2日	措置診察協力精神保健指定医名簿登録・管理業務委託	1,200,000	大村市西部町1575番地2 長崎県精神医療センター 院長 高橋 克朗	本事業は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づく、措置診察を平日時間外及び日曜祝祭日に対応可能な精神保健指定医の名簿の作成管理と通報があった際の各保健所への名簿情報の提供を24時間365日対応する必要があるほか、精神科医療機関との連絡調整業務が必要となることから、県内で唯一精神科救急情報センターを運営している当該団体以外にはこの業務を実施できる機関がないため、契約の相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
33	福祉保健部	障害福祉課	2018年 4月2日	医療的ケアが必要な小児等に対する支援事業	2,876,000	諫早市小長井町遠竹2727-3 社会福祉法人 聖家族会 理事長 西村 和子	県内に数少ない医療型障害児入所施設(病院)の一つである。 既に家族を含めた関係者への助言・指導等の支援に取り組んでいる。 NICU設置医療機関との連携がある。 在宅重症心身障害児・者を取り巻く環境や課題を理解し、解決策を導く技術力がある。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
34	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月2日	平成 30 年度長崎県認知症サポートセンター事業	7,793,700	長崎市茂里町3番24号 公益財団法人 長崎県すこやか長寿財団 理事長 宮崎 政宣	認知症サポートセンターは、認知症高齢者等の支援者向け研修、若年性認知症の方やその家族に対する相談支援等を行うなど、地域における認知症の継続的かつ安定的な支援体制づくりを目的としている。長崎県すこやか長寿財団は、H10年度から介護実習・普及センター事業を実施しており、認知症介護実践研修をはじめとする高齢者介護の研修実績があるほか、H30年度からは介護実習・普及センター事業に替わり、認知症支援に特化した事業を実施するため、専従の職員を複数配置し、継続的・安定的支援を行うこととしている。また、同財団がある同じ建物内には「認知症の人と家族の会長崎県支部」もあるため、認知症の方や介護者を支援する同会と連携した取組ができる環境にある。以上の実績、組織体制から、本事業を実施できるのは、同財団に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
35	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月2日	長崎県地域リハビリテーション支援体制整備事業	3,279,000	長崎市鳴見台2丁目15番8号 特定非営利活動法人 ナガサキリハビリテーション ネットワーク 代表 松坂 誠應	長崎県地域リハビリテーション協議会において協議した結果、地域リハビリテーションにおいて専門的な支援・指導が行える適当な機関は他になく、平成27年度～31年度の間、特定非営利活動法人ナガサキリハビリテーションネットワークを長崎県リハビリテーション支援センターに指定しているため。	第167条の2第1項 第2号
36	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月2日	長崎地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,351,000	長崎市文教町1番14号 国立大学法人長崎大学 学長 河野 茂	老人福祉圏域に設置されている地域リハビリテーション連絡協議会において、地域リハビリテーションに貢献している機関として推薦され、長崎県地域包括ケアシステム推進協議会において、広域支援センターに指定された機関であり、当機関以外に委託はできないため。	第167条の2第1項 第2号
37	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月2日	県央地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,351,000	大村市協和町779番地 一般社団法人大村市医師会 会長 朝長 昭光	老人福祉圏域に設置されている地域リハビリテーション連絡協議会において、地域リハビリテーションに貢献している機関として推薦され、長崎県地域包括ケアシステム推進協議会において、広域支援センターに指定された機関であり、当機関以外に委託はできないため。	第167条の2第1項 第2号
38	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月2日	県南地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,351,000	南島原市深江町2405 医療法人栄和会 泉川病院 理事長 泉川 卓也	老人福祉圏域に設置されている地域リハビリテーション連絡協議会において、地域リハビリテーションに貢献している機関として推薦され、長崎県地域包括ケアシステム推進協議会において、広域支援センターに指定された機関であり、当機関以外に委託はできないため。	第167条の2第1項 第2号
39	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月2日	県北地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,351,000	平戸市草積町1125番地1 2 国民健康保険平戸市民病院 平戸市病院事業管理者 池田 終一	老人福祉圏域に設置されている地域リハビリテーション連絡協議会において、地域リハビリテーションに貢献している機関として推薦され、長崎県地域包括ケアシステム推進協議会において、広域支援センターに指定された機関であり、当機関以外に委託はできないため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
40	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月2日	佐世保地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,351,000	佐世保市山手町855-1 社会医療法人財団白十字会 光リハビリテーション病院 院長 柴田 隆一郎	老人福祉圏域に設置されている地域リハビリテーション連絡協議会において、地域リハビリテーションに貢献している機関として推薦され、長崎県地域包括ケアシステム推進協議会において、広域支援センターに指定された機関であり、当機関以外に委託はできないため。	第167条の2第1項 第2号
41	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月2日	五島地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,158,000	五島市吉久木町205番地 長崎県五島中央病院 院長 村瀬 邦彦	老人福祉圏域に設置されている地域リハビリテーション連絡協議会において、地域リハビリテーションに貢献している機関として推薦され、長崎県地域包括ケアシステム推進協議会において、広域支援センターに指定された機関であり、当機関以外に委託はできないため。	第167条の2第1項 第2号
42	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月2日	上五島地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,158,000	南松浦郡新上五島町青方郷1 549番地11 長崎県上五島病院 院長 八坂 貴宏	老人福祉圏域に設置されている地域リハビリテーション連絡協議会において、地域リハビリテーションに貢献している機関として推薦され、長崎県地域包括ケアシステム推進協議会において、広域支援センターに指定された機関であり、当機関以外に委託はできないため。	第167条の2第1項 第2号
43	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月2日	壱岐地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,158,000	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番 地3 社会医療法人玄州会 光武内 科循環器科病院 理事長 光武 新人	老人福祉圏域に設置されている地域リハビリテーション連絡協議会において、地域リハビリテーションに貢献している機関として推薦され、長崎県地域包括ケアシステム推進協議会において、広域支援センターに指定された機関であり、当機関以外に委託はできないため。	第167条の2第1項 第2号
44	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月2日	対馬地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,158,000	対馬市美津島町&#3862 2;知乙1168番7 長崎県対馬病院 院長 川上 眞寿弘	老人福祉圏域に設置されている地域リハビリテーション連絡協議会において、地域リハビリテーションに貢献している機関として推薦され、長崎県地域包括ケアシステム推進協議会において、広域支援センターに指定された機関であり、当機関以外に委託はできないため。	第167条の2第1項 第2号
45	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月2日	長崎県福祉人材センター運営事業委託	17,622,695	長崎県茂里町3番24号 社会福祉法人 長崎県社会福 祉協議会 会長 出口 啓二郎	社会福祉法第93条第1項により、県福祉人材センターの指定については、「社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人」であり、福祉人材センターの業務（社会福祉事業に関する啓発活動、社会福祉事業従事者研修、社会事業に従事しようとする者に対する就業の援助）を適正かつ確実に行うことができる社会福祉法人を指定することとなっている。 指定の要件である、「社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人」について、国は都道府県社会福祉協議会を想定しており、本県もH5年に指定を行っていることから、本事業を実施できるのは長崎県社会福祉協議会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。



## 2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
46	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月2日	長崎県介護人材確保対策事業委託	44,993,200	長崎市茂里町3番24号 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 会長 出口 啓二郎	マッチング機能強化事業等の本事業の主なメニューについては、社会福祉法第94条に規定する都道府県福祉人材センターの業務(社会福祉事業に関する啓発活動や従事者の確保等)に合致するものであるため、これらの業務を一体的に行うことで、事業効果の促進を図ることが可能である。本県では、H5年に長崎県社会福祉協議会を都道府県福祉人材センターとして指定しているため。	第167条の2第1項 第2号
47	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月2日	介護職員等定着支援事業委託	17,279,568	長崎市茂里町3番24号 一般社団法人 長崎県介護福祉士会 会長 有村 俊男	本事業の小規模事業所が連携して行う合同研修については、事業所のニーズに応じた研修の組立てや講師の選定・派遣に加え、地域連絡協議会運営に係る事業所間の調整やコーディネートを行う必要があることから、本事業を効率的かつ効果的に実施できるのは、県内各地に会員や支部を有し、各圏域において、コーディネーター配置や研修講師の選定・対応が容易に可能で、かつ類似事業での実績もあり、本事業の遂行に必要な専門性やノウハウを有している長崎県介護福祉士会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
48	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月2日	長崎県訪問看護サポートセンター事業	9,274,000	諫早市永昌町23番6号 公益社団法人 長崎県看護協会 会長 副島 都志子	本事業は、本事業は、訪問看護師の相談窓口を設置し、訪問看護師の働きやすい環境を整備するとともに、体系的に整備された研修の実施による訪問看護師の育成・質の向上や訪問看護の現状と課題の把握を通じて、訪問看護の提供体制の充実を図り、もって在宅医療の推進に寄与することを目的とする。 事業の実施にあたり、訪問看護事業所で働く訪問看護師や管理者を対象とした研修や相談等により、訪問看護の提供体制を充実するための事業であり、訪問看護に関する専門的な知識と研修内容の企画調整など、訪問看護や訪問看護事業所に働く訪問看護師等の実情を理解し、相談対応や研修の企画調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、多くの訪問看護師を含む看護師が加入する長崎県看護協会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
49	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月2日	平成30年度認知症疾患医療センター運営事業 (基幹型)	8,000,000	長崎市文教町1番14号 国立大学法人 長崎大学 学長 河野 茂	認知症疾患医療センターの事業内容・目的としては、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることである。 さらに、基幹型においては、身体合併症に対する救急・急性期医療に対応することが可能な態勢が確保されていることが必要であり、救急救命センター等を有するなど、身体合併症に係る三次救急医療又は二次救急医療について、地域の中核としての機能を有することが必要である。 上記条件を満たす病院としては長崎大学病院以外にないことから、平成24年3月1日に、認知症疾患医療センター(基幹型)として長崎県の指定を受けており、当該事業委託先として、長崎大学病院の運営法人である国立大学法人長崎大学以外にないため。	第167条の2第1項 第2号
50	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月5日	平成30年度地域支え合い推進等事業委託	2,219,280	長崎市茂里町3番24号 公益財団法人 長崎県老人ク ラブ連合会 会長 島中 英安	地域の支え合い活動を推進するため、老人クラブの活動の底上げ・向上を図るための研修であり、県内老人クラブの状況を把握するとともに、活動を誘導していくなど団体内での調整能力が求められることから、県老人クラブ連合会に限られるため。	第167条の2第1項 第2号
51	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月6日	長崎県看護職員認知症対応力向上研修事業	2,439,000	諫早市永昌町23番6号 公益社団法人 長崎県看護協 会 会長 副島 都志子	看護師を対象とした研修事業であり、看護に関する専門的な知識と講師(看護師等)の確保や研修内容の調整・設定など、研修等を実施するにあたって、看護師や地域の看護協会の事情に精通し、調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、多くの看護師が加入する長崎県看護協会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
52	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月10日	長崎県歯科医師認知症対応力向上研修事業	1,383,000	長崎市茂里町3番19号 一般社団法人 長崎県歯科医 師会 会長 宮口 巖	歯科医師を対象とした研修事業であり、歯科診療の専門的な知識と講師(歯科医師)の確保や研修内容の調整・設定など、研修等を実施するにあたって、歯科医師や都市歯科医師会の事情に精通し、調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、多くの歯科医師が加入する長崎県歯科医師会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
53	福祉保健部	長寿社会課	2018年 4月23日	長崎県薬剤師認知症対応力向上研修事業	2,158,900	長崎市茂里町3番18号 一般社団法人 長崎県薬剤師 会 会長 田代 浩幸	薬剤師を対象とした研修事業であり、薬に関する専門的な知識と講師(薬剤師)の確保や研修内容の調整・設定など、研修等を実施するにあたって、薬剤師や郡市の薬剤師会の事情に精通し、調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、多くの薬剤師が加入する長崎県薬剤師会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
54	福祉保健部	長寿社会課	2018年 5月10日	平成30年度「長崎県認知症サポート医等」及び「かかりつけ医認知症対応力向上」フォローアップ研修事業	2,279,340	長崎市茂里町3番27号 一般社団法人 長崎県医師会 会長 蔭本 恭	医師を対象とした研修事業であり、医療の専門的な知識と講師（医師）の確保、業務形態を考慮した研修日程の調整・設定など、研修等を実施するにあたっては、医師や郡市医師会の事情に精通し、調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、多くの医師が加入する長崎県医師会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
55	福祉保健部	長寿社会課	2018年 6月15日	平成30年度成年後見推進支援事業	1,311,000	長崎市茂里町3 - 2 4 長崎県 総合福祉センター県棟5階 一般社団法人長崎県社会福祉 士会 会長 毛利 宣子	本事業は、成年後見制度に係る人材育成や制度利用の推進であり、事業の目的を達成するためには、制度に関する知見、数多くの成年後見等受任の実績及び障害者等の相談や援助といった福祉に対する専門性を有し、かつ同会を運営する「権利擁護センターばあとなあ」において、後見人の養成を行っているなど、人材育成でも実績のある同会に委託先は限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
56	福祉保健部	長寿社会課	2018年 7月2日	経営・労働環境改善支援事業等委託	13,398,200	長崎市桶屋町5 0 番 1 号 長崎県社会保険労務士会 会長 小林 義人	本事業は、県内8圏域に経営・労働環境改善に精通したアドバイザーを配置し、セミナー開催や経営改善に向けたコンサルティングを実施するとともに、介護職員等処遇改善加算の取得のための賃金規程の整備やキャリアパス構築等への指導・助言を行うものであるため、当該事業を効率的かつ効果的に運営できるのは、労働環境の整備に関する専門性に加え、県下全域に会員や支部を持つ長崎県社会保険労務士会に限られる。	第167条の2第1項 第2号
57	福祉保健部	長寿社会課	2018年 7月3日	平成30年度長寿祝品調達等業務委託	5,999,140	長崎市大黒町3番1号 一般社団法人 長崎県物産振 興協会 会長 黒田 隆雄	本契約は、年度内に百歳を迎える高齢者に対して、長寿のお祝いを行うとともに、県産品の良さを知ってもらうため、県産品のカタログギフトを配布するにあたり、掲載品の選定、カタログのデザイン・印刷、問い合わせへの対応、発送までを行うものである。 長崎県産品のみを掲載したカタログギフトを配布するにあたり、県内各地から食料品、工芸品等様々な掲載品を選定、取り扱いを行い、商品への問い合わせ等に対応できるのは、多くの県内事業者を会員に持ち、県産品に精通している（一社）長崎県物産振興協会に限られるため	第167条の2第1項 第2号
58	福祉保健部	長寿社会課	2018年 11月1日	平成30年度主治医研修委託	1,183,000	長崎市茂里町3 - 2 7 一般社団法人 長崎県医師会 会長 森崎 正幸	医療の専門的な知識と介護保険制度に関する知識を兼ね備えた講師（医師）の確保、研修対象となる医師の業務形態を考慮した研修日程の調整・設定など、研修を実施するにあたっては、医師や市郡医師会の事情に精通し、調整能力を有していることが必要であり、委託先は、多くの医師が加入する一般社団法人長崎県医師会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
59	福祉保健部	長寿社会課	2018年 11月8日	介護支援専門員リーダー養成研修事務委託	1,877,472	長崎市茂里町3番24号 特定非営利活動法人 長崎県 介護支援専門員連絡協議会 理事長 黒江 直樹	本事業は、介護支援専門員法定研修講師及び講師候補に対する資質向上、人材育成のための研修を実施するものであり、実施にあたっては、法定研修の指定実施機関であり、県内の介護支援専門員の現状・課題に即した研修を行うことのできる知識・経験を有している「特定非営利活動法人長崎県介護支援専門員連絡協議会」に契約の相手方は特定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
60	福祉保健部	長寿社会課	2018年 12月4日	平成30年度元気高齢者の活躍促進事業（啓発・表彰事業）	2,229,500	長崎市茂里町3番24号 公益財団法人 長崎県すこやか長寿財団 理事長 横田 修一郎	本事業は、日常生活支援や介護予防に資する活動など、高齢者の社会参加を促進するため、高齢者の社会参加への機運を醸成するための大会開催や、地域で活躍する高齢者団体の表彰を実施するものである。 すこやか長寿財団は、県内全域を対象として、高齢者に特化した生きがい・健康づくり、社会活動の振興に取り組む唯一の団体であり、高齢者の社会参加を促進するための啓発・表彰事業は、財団事業である人材育成事業や地域課題の解決に高齢者の力を活かす取り組みと一体的に取り組むことで、他者よりも効率的・効果的な事業実施が可能となることから、長崎県すこやか長寿財団に委託先が限られるため。	第167条の2第1項 第2号
61	福祉保健部	長寿社会課	2019年 1月22日	長崎県版地域包括ケアシステム構築に係る判断基準作成業務委託	2,916,000	東京都港区海岸1丁目16番地1 株式会社富士通総研 代表取締役 香川 進吾	H29年度は一般競争入札（総合評価方式）で同社に対し、市町支援のための技術的助言やロードマップ策定支援を委託し、その中でH28年度の構築状況に関して78項目の相関関係の簡易分析を行っているため。 本県の状況に応じた具体的な判断基準を策定できるのは、市町のシステム構築状況や78項目を熟知している同社に限定される。加えて、効果的・効率的な相関関係の分析を行うためには、昨年度の分析結果を有し、簡易分析のノウハウを有する同社に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
62	福祉保健部	国保・健康増進課	2018年 4月2日	平成30年度公費負担医療に関する審査支払に係る契約	単価契約 @94.00	長崎市今博多町8番地2 長崎県国民健康保険団体連合会 理事長 宮本 明雄	当団体は、公費負担医療に関する費用の審査及び支払について、厚生労働省が定める「国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則例」等に基づき設定されているため。	第167条の2第1項 第2号
63	福祉保健部	国保・健康増進課	2018年 4月2日	平成30年度公費負担医療に関する審査支払に係る契約	単価契約 別紙のとおり	長崎市光町3-15 社会保険診療報酬支払基金長崎支部 支部長 牧山 誠二	当団体は、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する特定医療費の支給に係る診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する事務について、社会保険関係分の同事務を行う唯一の機関であるため。	第167条の2第1項 第2号
64	福祉保健部	国保・健康増進課	2018年 4月2日	平成30年度長崎県難病難病支援ネットワークの委託	7,813,000	東彼杵郡川棚町下組郷2005番1号 長崎県難病医療連絡協議会 会長 松尾 秀徳	当団体は、国の難病特別対策推進事業実施要綱に規定されている「難病医療提供体制整備事業」を実施するため、県と県内の主な医療機関とで協議し、平成13年に設置された協議会で、事業を実施するための難病医療コーディネーターを雇用している唯一の団体であり、当該団体以外には委託不可能であるため。	第167条の2第1項 第2号
65	福祉保健部	国保・健康増進課	2018年 4月2日	テレビ「週刊 健康マガジン」放送業務	5,490,000	長崎市茂里町3-27 一般社団法人 長崎県医師会 会長 時本 恭	本事業により作成・放映する番組は、医療や健康づくりに関して幅広いテーマを取り上げ、それぞれのテーマに精通した医師が出演して解説する内容となっており、委託の相手方は、テーマの選定、内容の構成について専門的知識を有し、テーマに適した出演者の選定及び出演交渉が出来るものに限られる。これが出来るのは、県内全域のほとんどの医師を会員としており、専門知識を有する団体である長崎県医師会に限られるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
66	福祉保健部	国保・健康増進課	2018年 4月2日	長崎県フッ化物洗口推進体制技術支援事業	1,780,000	長崎市茂里町3番19号 一般社団法人長崎県歯科医師会 会長 宮口 剛	長崎県フッ化物洗口事業において、フッ化物洗口を県内各施設で実施するにあたっては、歯科医師としての洗口指導や安全管理に加え、事業を行う上での歯科医学判断、保護者等の対象集団への専門的見地からの説明などが必要であり、当該業務を実施できるのは多くの対象施設の囑託歯科医師を抱えている長崎県歯科医師会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
67	福祉保健部	国保・健康増進課	2018年 8月29日	平成30年度長崎県臓器移植対策事業(臓器移植連絡調整・普及啓発)業務委託	1,101,000	諫早市多良見町化屋986-3 公益財団法人長崎県健康事業団 理事長 森崎 正幸	当財団には、厚生労働省の「都道府県臓器移植連絡調整者の設置について」に基づき、本県が設置した臓器移植コーディネーターが常勤している唯一の団体であり、他に当該事業を実施できる団体がいないため。	第167条の2第1項 第2号
68	福祉保健部	国保・健康増進課	2018年 9月7日	平成30年度健康長寿阻害要因分析及び地域別ワークショップ支援業務委託	1,088,000	長崎市文教町1-14 国立大学法人 長崎大学 学長 河野 茂	本県の健康長寿阻害要因を疾病・行動・環境など、様々な視点から分析するとともに、その結果等を地域別ワークショップにより共有する業務を委託するものである。本分析等を行うには、保健・統計学に関する相当の専門知識及び技術を要し、個人情報を含む多くのデータを取り扱うため精度管理が重要となる。また、疾病・行動・環境要因等の分析は、これまで長崎大学が継続して実施している「長崎県生活習慣状況調査」の結果や手法を用いながらさらに解析範囲を拡大した分析を行うものである。加えて、地域別ワークショップは、「長崎県生活習慣状況調査」で整理した各地区の特性の理解が不可欠である。これらのことから、事業実施を行える相手方が限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
69	福祉保健部	国保・健康増進課	2018年 12月20日	平成30年度離島地区健康長寿阻害要因実証業務委託	2,186,141	佐世保市川下町123-1 長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍	平均自立期間が短い傾向にある離島地区を対象として、対象地区の特性や課題の整理、生活習慣の改善のための介入プログラムの効果についての科学的根拠を実証して明らかにするとともに、介入プログラムを継続して運用し、健康寿命の延伸に向けた制度設計や環境整備に関する提言を得る業務を委託するものである。本業務を行うには、保健・統計学に関する相当の専門知識及び技術を要し、個人情報を含む多くのデータを取り扱うため精度管理が重要となる。また、生活習慣のうち食及び運動のいずれについても専門的な知見が必要となる。さらに、整理・実証・提言を実施するためには、既に離島地区において介入・成果実証の実績を有し、今後、介入を実施できる実証フィールドが必要となる。これらのことから、業務実施を行える相手方が限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
70	福祉保健部	国保・健康増進課	2019年 2月1日	糖尿病管理台帳基礎データ作成及び糖尿病管理台帳変換ツール作成業務委託	2,791,800	長崎市今博多町8番地2 長崎県国民健康保険団体連合会 理事長 宮本 明雄	糖尿病管理台帳の作成にあたり必要な、国保総合システム(医療情報)及び特定健診等データ管理システムのデータは、多くの個人情報を含んでおり非常に秘匿性の高いデータである。委託先は、県内で唯一、これらのデータを保有し、管理・運用を行っている国保連合会の1者に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
71	福祉保健部	国保・健康増進課	2019年 3月29日	障害者歯科診療および休日歯科診療事業委託	18,430,000	長崎市長崎市茂里町3-19 一般社団法人長崎県歯科医師会 会長 宮口 巖	本事業は、一般の歯科診療施設で治療が困難な障害者等の医療体制の確保及び休日における救急歯科診療の確保を目的としており、このために必要な診療行為を伴う技術や設備を有し、離島等を巡回して診療を行うための人員を確保できるのは、長崎県口腔保健センター（歯科診療所）を備える長崎県歯科医師会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

別紙 部局名：原爆被爆者援護課 契約日：平成30年4月2日 契約の名称：在韓被爆者の保健医療の支援に係る業務委託

医療費助成	542,414,257
事務費	単価契約
	1,870/件 540/件

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:平成 30 年 4 月 2 日 契約の名称:原爆医療費支給申請書審査事務契約

単価契約	一般医療分 94 円/件 介護給付費分 95 円/件
------	-------------------------------------



別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:平成 30 年 4 月 2 日

契約の名称:被爆体験者精神影響等調査研究事業に係る医療費の支給に関する審査及び支払事務契約

単価契約	94 円/件
------	--------

社会福祉法人 純心聖母会

(H31.3.27時点)

項目	単価	備考
(一般養護)		
事務費	143,620円/人	
一般生活費	55,160円/人	
一般生活費 (冬季加算)	2,080円/人	11月～3月
期末加算	4,430円/人	1回/年 (1日在籍者)
病弱者加算	4,320円/人	
介護保険料加算	3,000円/人	実費額を上限とする
被福費加算	920円/人	1回/4月 (1日在籍者)
(特別養護)		
事務費	218,053円/人	
一般生活費	56,100円/人	
一般生活費 (冬季加算)	2,080円/人	11月～3月
期末加算	4,430円/人	1回/年 (1日在籍者)
介護保険料加算	3,000円/人	実費額を上限とする
被福費加算	920円/人	1回/4月 (1日在籍者)

公益財団法人 被爆者福祉会

(H31.3.27時点)

項目	単価	備考
(特別養護)		
事務費	262,212円/人	
一般生活費	56,100円/人	
一般生活費 (冬季加算)	2,080円/人	11月～3月
期末加算	4,430円/人	1回/年 (1日在籍者)
介護保険料加算	3,000円/人	実費額を上限とする
被福費加算	920円/人	1回/4月 (1日在籍者)

○ ショートステイ委託料単価 (H31.3.27時点)

		単 価(円)
社会的理由	生活保護世帯	6,270
	その他の世帯	4,000
私的理由		4,000

別紙 部局名：国保・健康増進課 契約日：平成30年4月2日 契約の名称：平成30年度公費負担医療に関する審査支払に係る契約

項 目	単 価	備 考
医科歯科	78.2円	
調剤	39.8円	